

発注者責任を果たすための具体的施策のあり方  
(第二次とりまとめ) に対するパブリックコメント調査結果

# - 目 次 -

1	パブリックコメントの実施状況 .....	1
1)	調査対象 .....	1
2)	調査手段 .....	1
3)	調査項目 .....	1
4)	回答者の属性 .....	2
2	パブリックコメント調査の結果 .....	3
1)	発注者と受注者の役割について.....	3
2)	発注者の支援制度等について .....	9
3)	的確な企業選定について .....	17

# 1 パブリックコメントの実施状況

## 1) 調査対象

平成 13 年 3 月に発注者責任研究懇談会においてとりまとめた「発注者責任を果たすための具体的施策のあり方（第二次とりまとめ）」に関して、地方公共団体及び一般市民を対象にパブリックコメント調査を実施した。

## 2) 調査手段

パブリックコメント調査は、全国の地方公共団体へのアンケート及び国土交通省ホームページでの意見募集の 2 種類の方法で行った。

	地方公共団体への パブリックコメント調査	一般市民への パブリックコメント調査
調査手段	全国の地方公共団体へ 調査用紙送付	国土交通省ホームページにて 意見募集
調査期間	6 月～ 7 月	

## 3) 調査項目

パブリックコメント調査の調査項目は以下に示す通りであり、第二次とりまとめに対する意見収集を行った。

### (1) 発注者と受注者の役割について

- 補完方策の優先順位
- 発注者支援を受けることの課題
- 品質保証制度を採用することの課題
- 受注者の業務を増やすことの課題
- 発注者の体制評価のチェックシート
- チェックシート作成における今後の進め方

### (2) 発注者支援制度等について

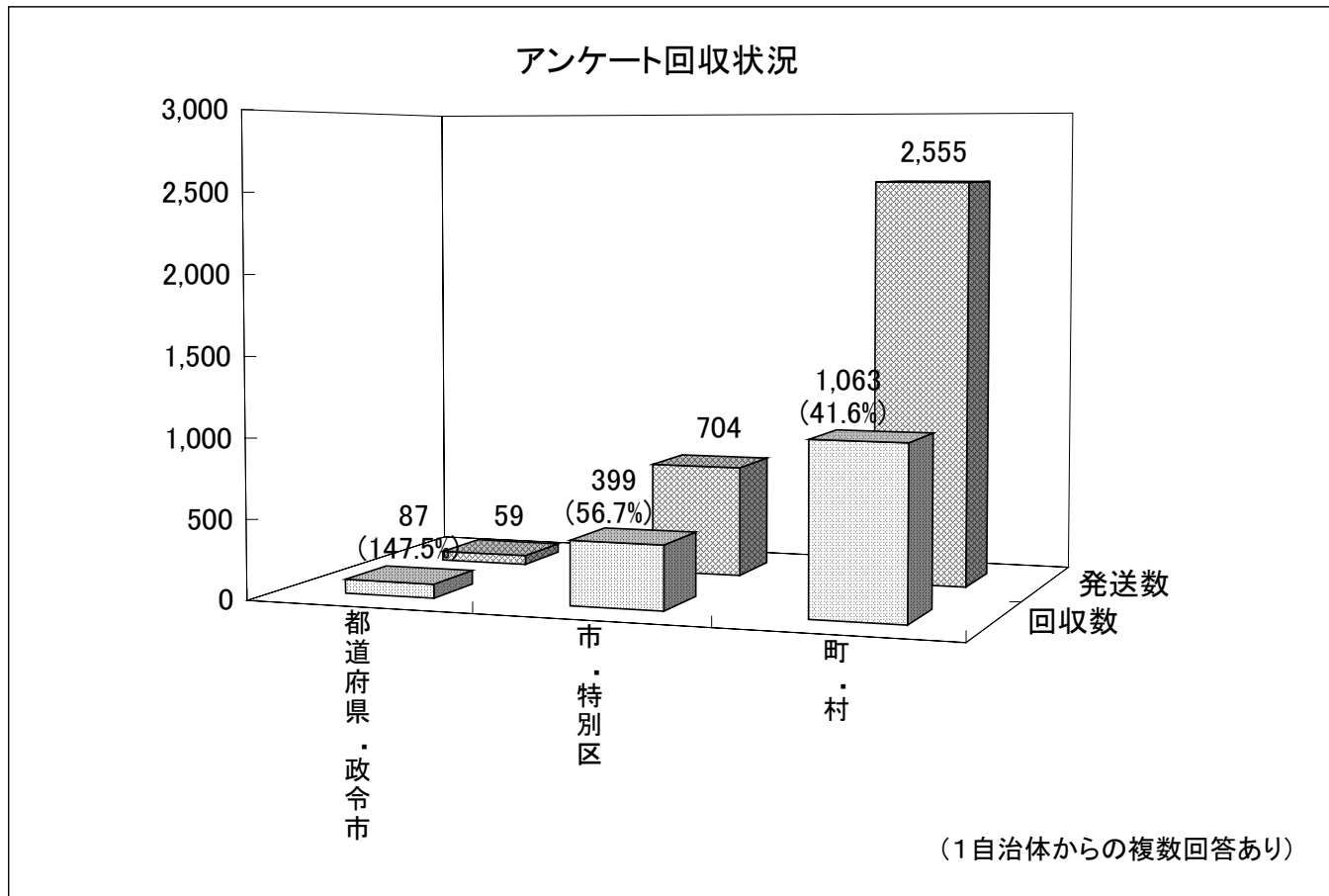
- 発注者と支援者の責任分担
- 支援の必要性が高い発注者業務
- 支援者の能力要件の確認方法
- 制度確立に向けた環境整備
- 発注者支援制度の促進方策
- 品質保証制度の導入
- 品質保証制度を導入したら良いと思われる工事

### (3) 的確な企業の選定方法について

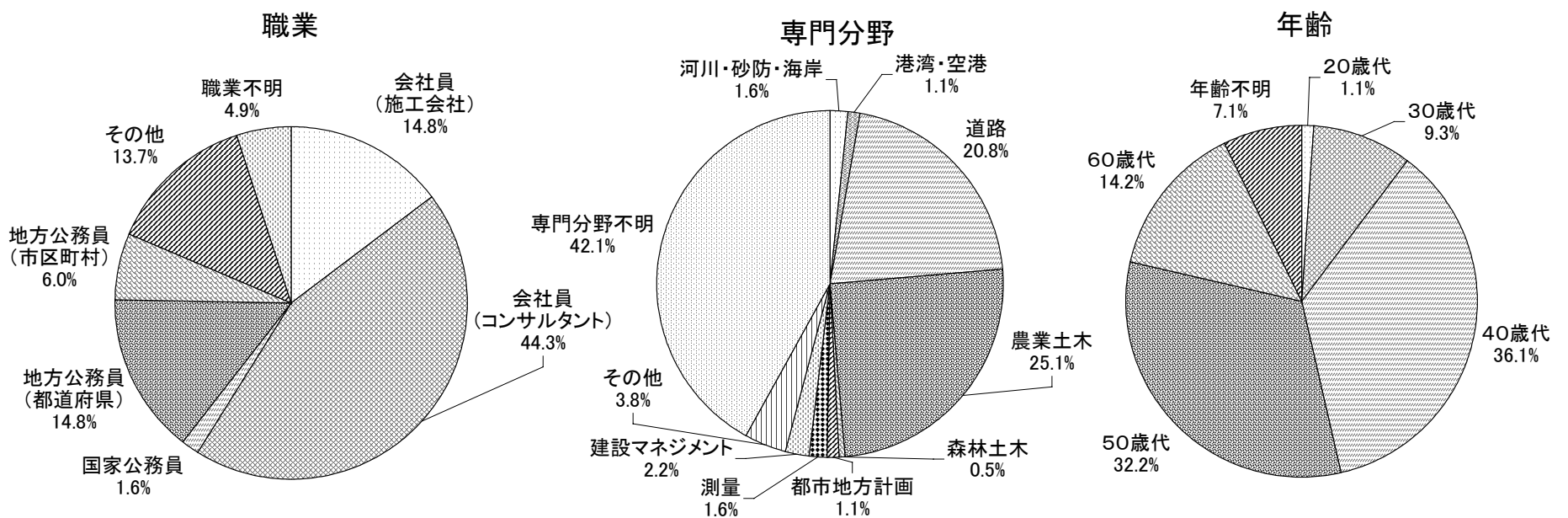
#### 4) 回答者の属性

パブリックコメントの回答者の属性及び地方公共団体からの回答状況は、以下に示す通りである。

【地方公共団体へのパブリックコメント調査（回答数 1,549（1,511 団体））】



【インターネットによるパブリックコメント調査（回答数 183）】



## 2 パブリックコメント調査の結果

### 1) 発注者と受注者の役割について

#### Q1-1-1 補完方策の優先順位について

発注者は自らの組織体制で発注者側の業務を行うことが困難となる場合の補完方策として3つの選択肢が考えられます。この3つの選択肢のうち、どの補完方策から実施すべきと思われますか。優先順位を1～3でつけて番号の左側をチェックしてください。

発注者支援を受け発注者の業務を代行させる.....	1、	2、	3
品質保証制度を採用して発注者の業務を軽減する.....	1、	2、	3
受注者側に任せる業務を増やし発注者側の業務を減らす.....	1、	2、	3

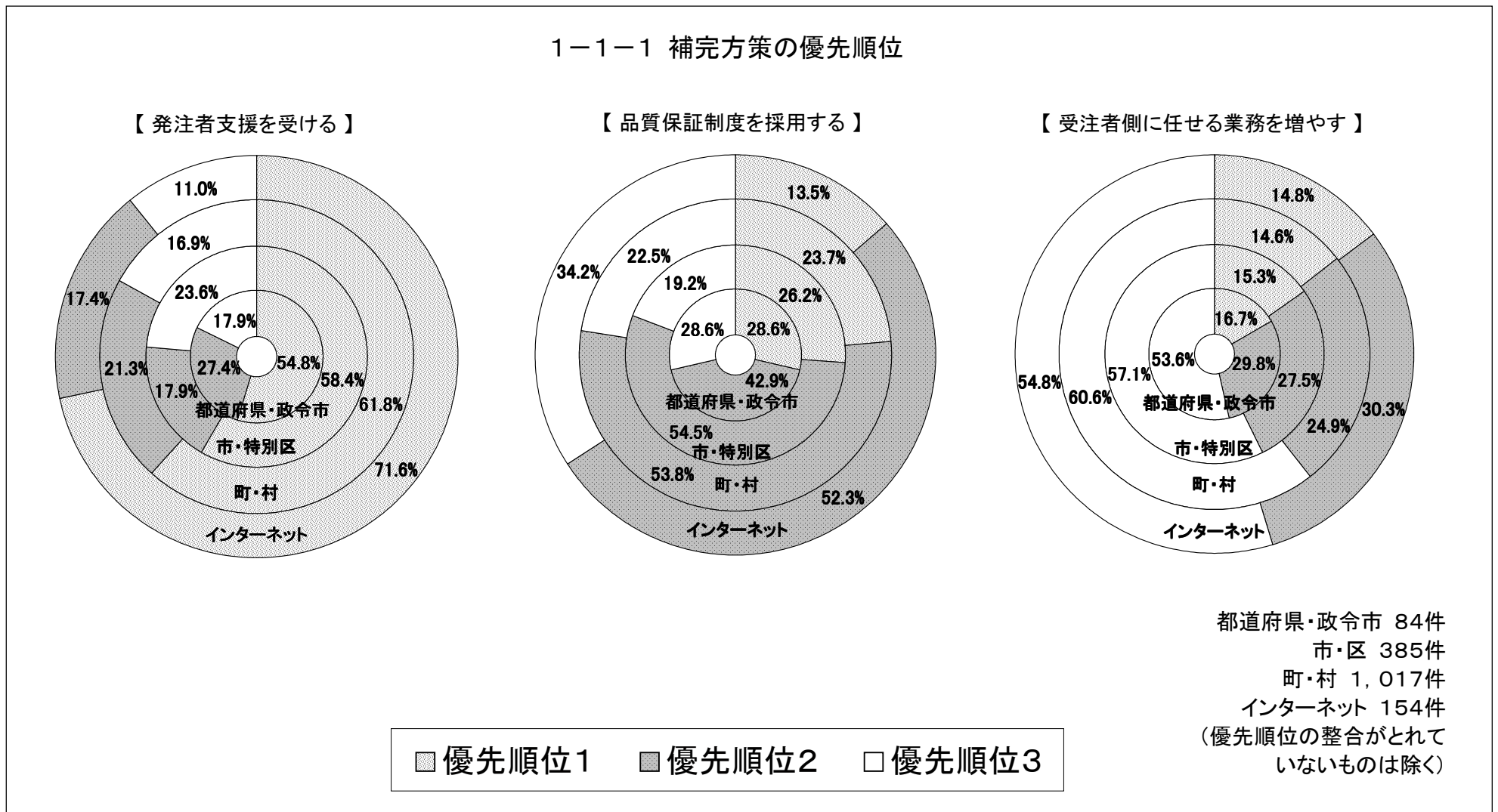


図 1-1-1 選択肢割合

#### 【まとめ】

- 発注者である各自治体は、発注者業務の補完方策として「発注者支援を受ける」を優先順位を1位に挙げる意見が大半を占めている。
- 受注者としての立場（施工会社、コンサルタント）の人が回答者の60%を占めるインターネットにおける回答状況も、各自治体と同様の回答状況となっている。

Q1-1-2 発注者支援を受けることの課題について

発注者支援を受け発注者の業務を代行させる方式を実施する場合、以下に示すような課題が考えられますが、これらの課題の他に考えられるものがあれば記入して下さい。

支援者の責任には限界があり、社会的損失への対応が困難。  
 支援者の業務内容とこれに伴う責任を予め文書等で出来る限り明確にしておく必要がある。  
 発注者の業務を公正・中立に代行する者が必要である。  
 発注者には業務に適した支援者を調達しそれを適切に実施させるマネジメント能力が求められる。

( ~ 以外以外に考えられる課題 )

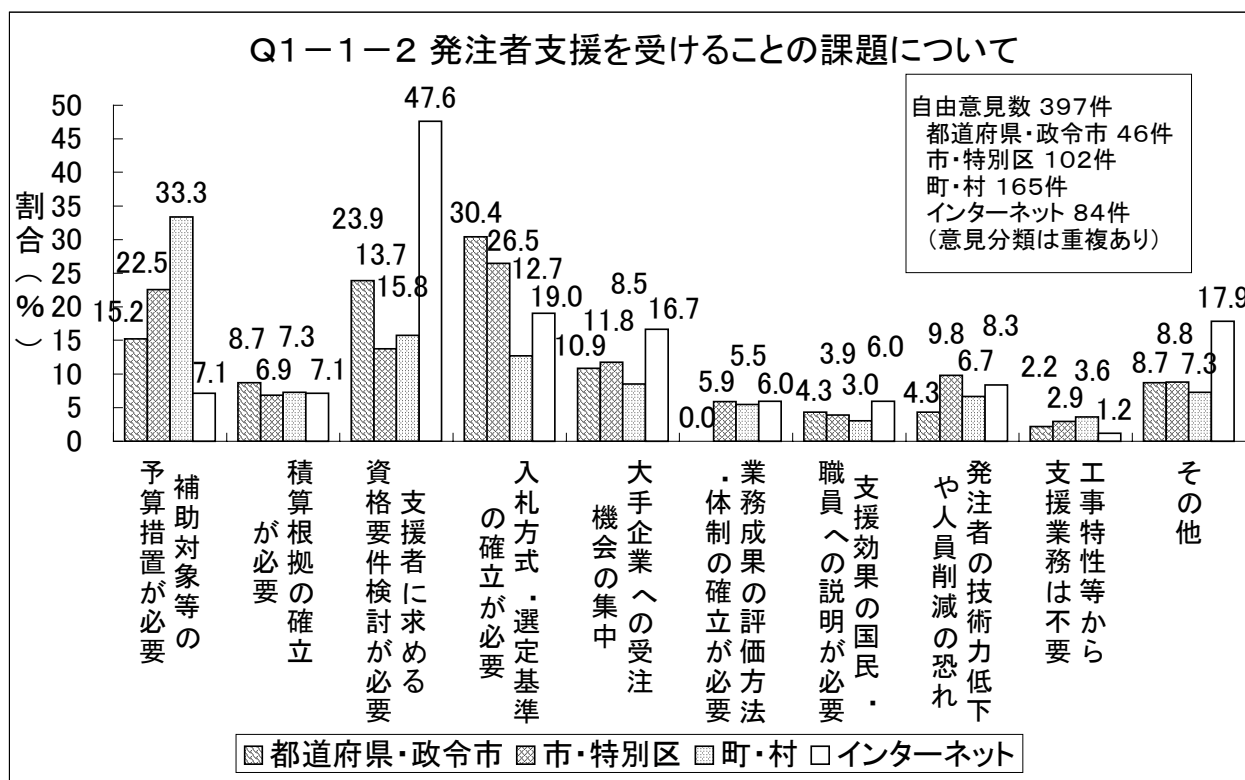


図 1-1-2 自由意見割合

【課題意見】

- 支援者の選定について、どのように公平性、透明性の確保を図るか課題である（支援者の固定化観念）。（都道府県・政令市）
- 支援を受けるに当たっては、支援者の能力が適正であるかを判断する必要があり、資格制度若しくは認証制度といったものが求められる。（都道府県・政令市）
- 技術者が少ないので発注者支援を受けたいが、そのための経費を補助対象にして欲しい。（町・村）
- コスト縮減・公共事業の減少の中、新たに発注者支援の委託費の増となると、末端における地方公共団体では、相当の負担増につながる。（町・村）
- 支援業務を行う者に対し、認定資格制度が必要である。（インターネット）
- それぞれの事業の特性をよく理解し、その技術力を持ってマネジメント能力を発揮できる者の支援が必要である。（インターネット）
- 農業集落排水事業では従来から土地改良事業団体連合会に業務を代行させているので、これに支障がないように方策を検討してほしい。（町・村）
- 発注者支援を受けることは必要だが、事業特性（例えば農業農村整備事業の特性）に応じた支援が必要。（インターネット）

【まとめ】

- **第二次とりまとめで議論した課題以外の発注者支援を受けることの課題については、都道府県・政令市、市・特別区及び町・村とで差異がみられる。**
- **都道府県・政令市では入札方式・選定基準を課題とする意見が多く、町・村では予算措置を課題とする意見が多くみられる。**これらは、自治体の予算規模や工事特性が反映されているものと考えられる。
- **インターネットの意見では、支援者の資格要件を挙げる意見が多くなっている。**これは、新たな市場とも考えられる発注者支援業務に対し、その受注要件として関心を持っていることの現れと考えられる。

Q1-1-3 品質保証制度を採用することの課題について

品質保証制度を採用して発注者の業務を軽減する方式を実施する場合、以下に示すような課題が考えられますが、これらの課題の他に考えられるものがあれば記入して下さい。

保証を行える企業にはそれに見合った技術力と財政基盤が必要となる。  
 公共事業により建設される施設は供用期間も長く、品質不良となった場合の社会的損失は重大なものとなることから、保証の範囲には限界がある。  
 受注者に無限責任を問うこととするのは不適切であり、「保証の範囲」、「保証の限度額」等についての基本的考え方を検討する必要がある。  
 構造物特性に合った多様な品質保証制度が必要となる。

( ~ 以外に考えられる課題 )

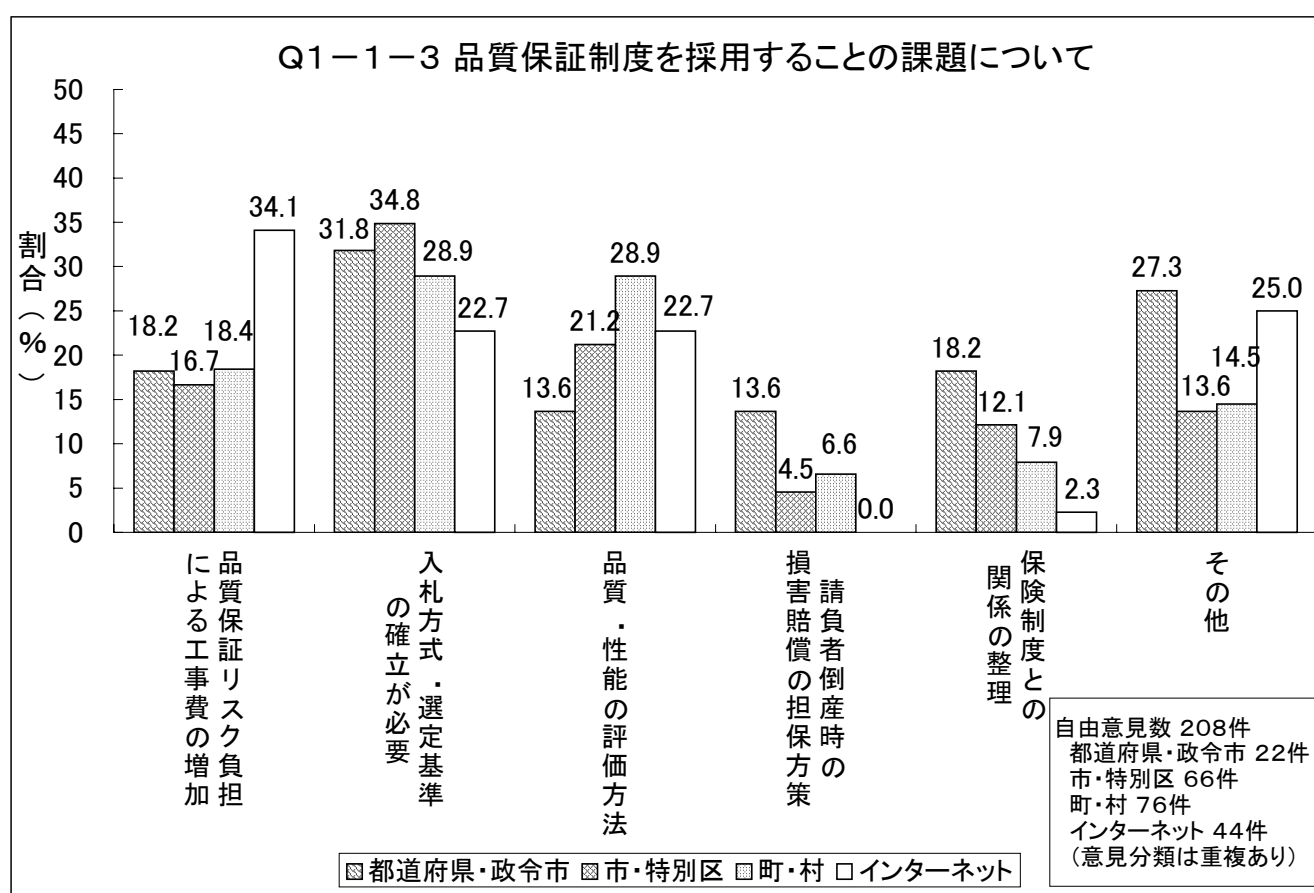


図 1-1-3 自由意見割合

【課題意見】

- 品質保証を行える企業が、行えない企業よりも必ずしも優れているとは限らない。しかし、発注者は、品質保証を行える企業に優先して発注せざるを得なくなり、技術力のある企業が淘汰される可能性があるため、財政基盤を支える仕組が必要と考える。(市・特別区)
- 受注者の技術だけでなく、特に財務の規模等の確認が必要である。(インターネット)
- 瑕疵の判定を客観的に区別する機関が必要である。(町・村)
- 受注者の責任かどうかの判定能力が発注者にあるかが問題となる。(町・村)
- 工事難易度が高いほど、コンサルティングに要する費用が大きくなるとともに、不確定な要素が多いと思われる。従来の諸経費率の見直し程度では、費用がまかないきれない。(インターネット)

【まとめ】

- 品質保証制度の採用に係わる課題として、各自治体、インターネットの意見とともに、入札方式・選定基準の確立を課題とする意見が多くみられる。
- 町・村においては、品質・性能の評価方法が課題であるとの意見が多くみられる。町・村では、発注者が品質・性能を評価できないため、第三者等による評価機関が必要といった指摘もみられる。
- 一方、インターネットの意見では、品質保証リスクを負担することになるため、工事価格の増加に対する発注者の理解を課題とする意見が多くみられる。



#### Q1-1-4 受注者の業務を増やすことの課題について

受注者側に任せる業務を増やし発注者側の業務を減らす方式を実施する場合、以下に示すような課題が考えられますが、これらの課題の他に考えられるものがあれば記入して下さい。

強い信頼関係にある受注者を選定するために技術交渉方式等を含めそれに適した入札契約制度の検討が必要となる。

契約後、設計変更等で技術提案を受けた場合には、価格等のことを考慮して内容については第三者によるチェック等、何らかの対応をとる必要がある。

発注者責任を果たす観点から、適用業務の範囲には自ずと限界がある。

( ~ 以外に考えられる課題 )

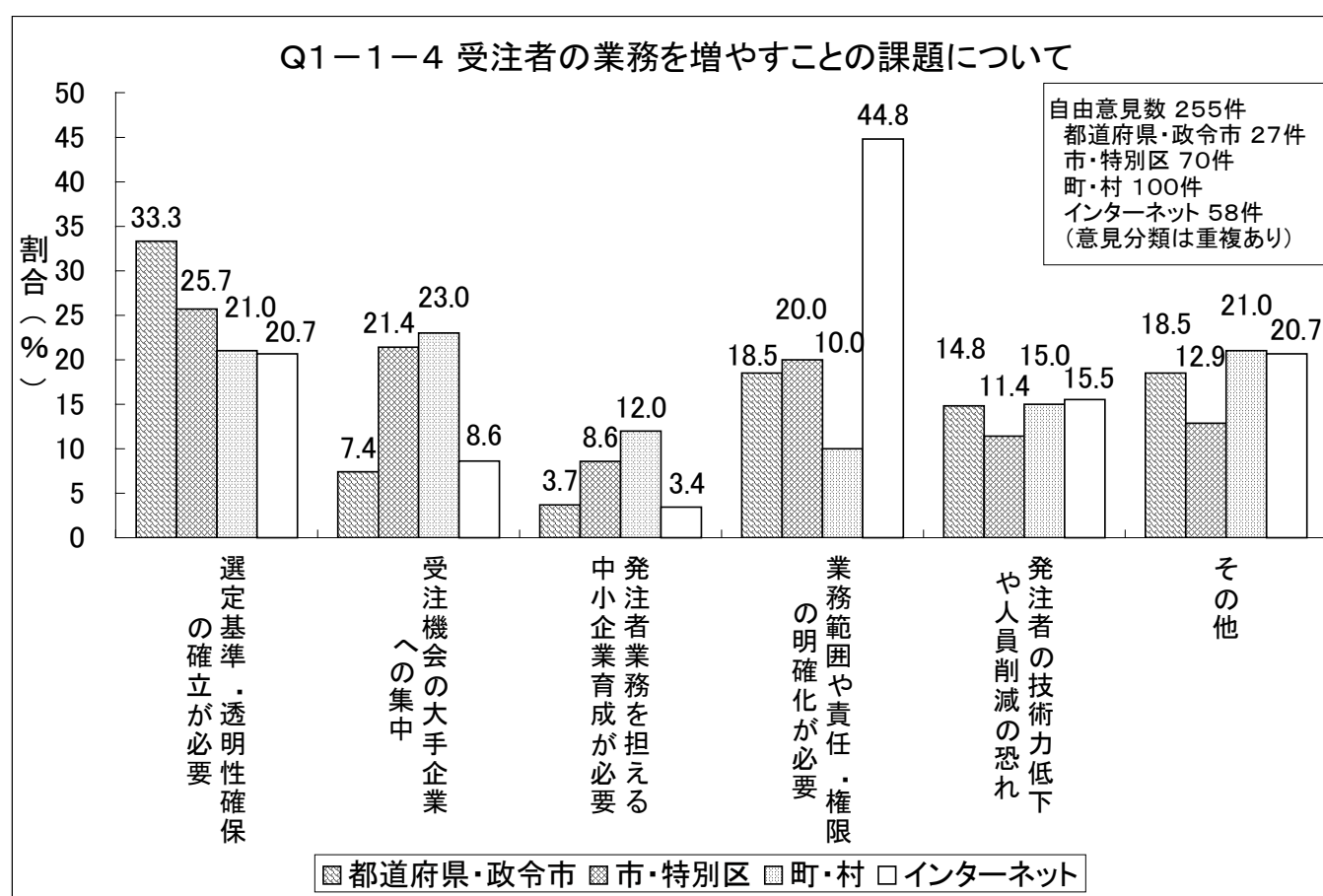


図 1-1-4 自由意見割合

#### 【課題意見】

- 受注者の業務遂行能力を判定する認定（資格）制度が必要と考えられる。（都道府県・政令市）
- 受注者側の業務を増やすとともに責務を求めるとすれば、受注過多とならないよう入札に際し、受注契約数をチェックする必要がある。（町・村）
- 信頼関係を重視すると、一般競争入札方式は馴染まなくなる。（インターネット）
- 受注者は高い技術力が必要となり、中小企業の技術者には負担が大きいため、受注機会が減少する。（町・村）
- 業務内容によっては、受注者の業務として扱えないものがあるため、具体的な業務内容を示す必要がある。（インターネット）

#### 【まとめ】

- 自治体及びインターネットの意見では、選定基準・透明性確保の確立を課題とする意見が多くみられる。
- 市・特別区や町・村では、地元の中小企業の受注機会が減り、大手企業に集中することへの懸念を課題とする意見が多くみられる。
- インターネットの意見では、発注者業務を受注者側に任せただけの場合の業務範囲や責任・権限の明確化を課題とする意見が多くみられる。これは、受注者として、増加する業務の業務範囲や責任・権限がどのようなものとなるかに関心があることを反映していると考えられる。



Q1-2-1 発注者の体制評価のチェックシートについて

工事実施にあたって一般的に発注者が行う業務を、現状における体制で十分に実施できるか否かを評価するために、主要工種ごとにチェックシートにて確認する手法を提案しておりますが、該当するものにチェックして下さい。また、これに関するご意見を記入して下さい。

賛成 反対 わからない

(ご意見)

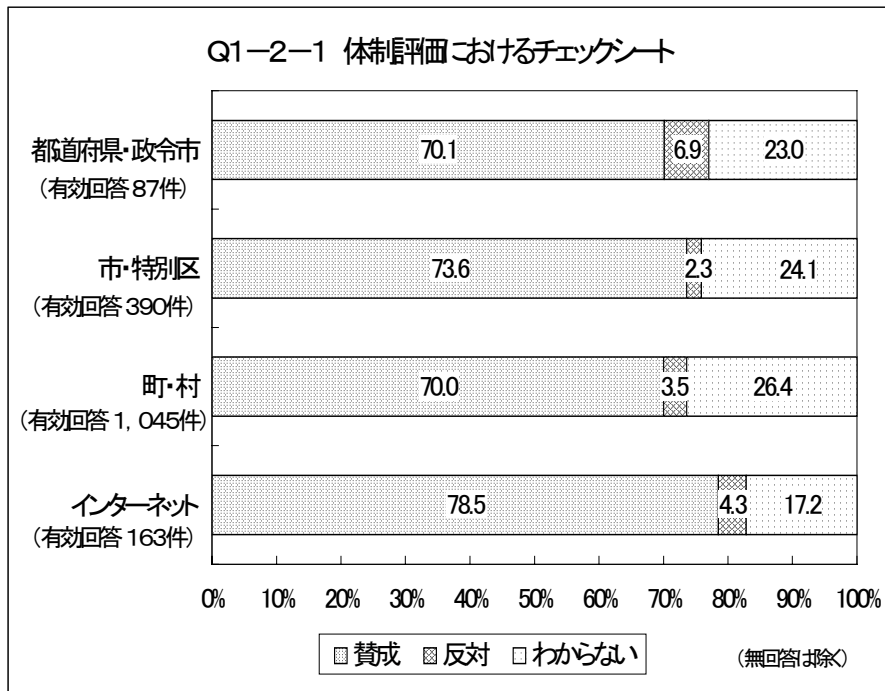


図 1-2-1(1) 選択肢割合

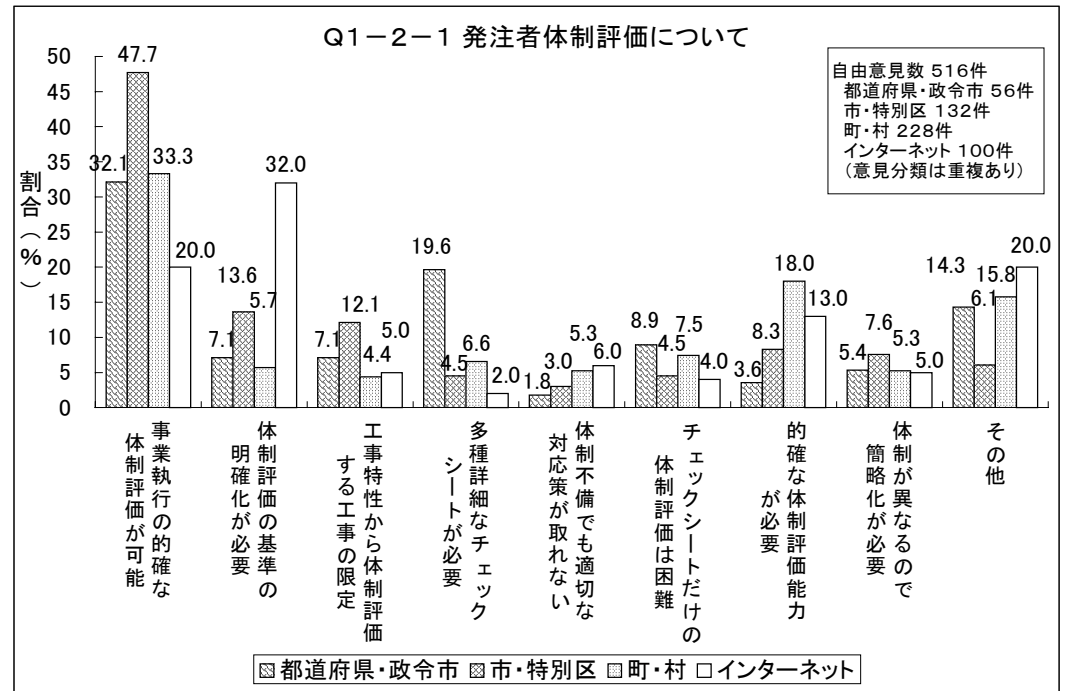


図 1-2-1(2) 自由意見割合

【賛成意見】

- 現状では、発注者側が自己の工事実施体制を十分に把握しているとは限らないので、それを確認する手段として必要である。(町・村)
- 発注者の能力を確認することで、補完方策が必要であるかの判断基準となる。(市・特別区)
- 発注者の能力が明確になることにより、自ら実施すべき業務範囲、責任上実施すべき業務範囲、委託で実施すべき業務範囲が明らかとなる。(インターネット)

【課題意見】

- チェックシートは、主要工種だけでなく、未経験の工種でも必要である。(都道府県・政令市)
- 個々のチェック項目において対応が可能となった場合でも、発注者のマンパワー、現在の業務量を勘案して、総合的観点から支援を受けるかどうかの項目が必要である。(都道府県・政令市)
- 地方の小規模自治体では、チェックシートに対応する能力も不足している。(町・村)
- 「能力を持っている人のイメージ」では、支援者を特定することが困難であるため、資格認定制度が必要である。(インターネット)

【反対意見】

- 国、県、市町村の工事規模に関係なく、全て同条件での体制評価には反対である。小規模町村では、専門職員を配置していない町村も相当数あり、現実には不可能である。(町・村)

【まとめ】

- 各自治体共に、発注者の体制評価をチェックシートによって確認することに「**賛成**」が意見 **70%以上**を占めている。インターネット意見でも、約 80%が賛成との意見である。
- 都道府県では、多種・詳細なチェックシートが必要**との意見が多くみられる。
- 町・村では、体制を評価するための評価能力に対する懸念を挙げている意見**が多くみられる。
- インターネットの意見では、体制評価の基準の明確化を指摘する意見**が多くみられる。

Q1-2-2 チェックシート作成における今後の進め方について

チェックシートは、発注者機関で整備することが基本となりますが、標準的なチェックシートを国土交通省、農林水産省が整備することは必要と思われますか。該当するものにチェックして下さい。また、チェックシートを作成する場合の課題について記入して下さい。

必要    必要としない    わからない

(ご意見)

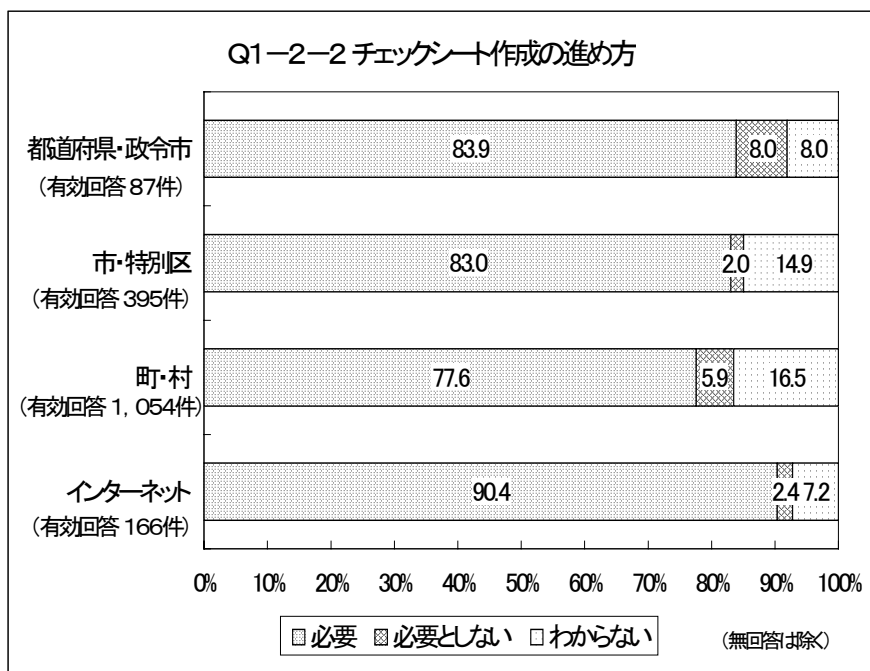


図 1-2-2(1) 選択肢割合

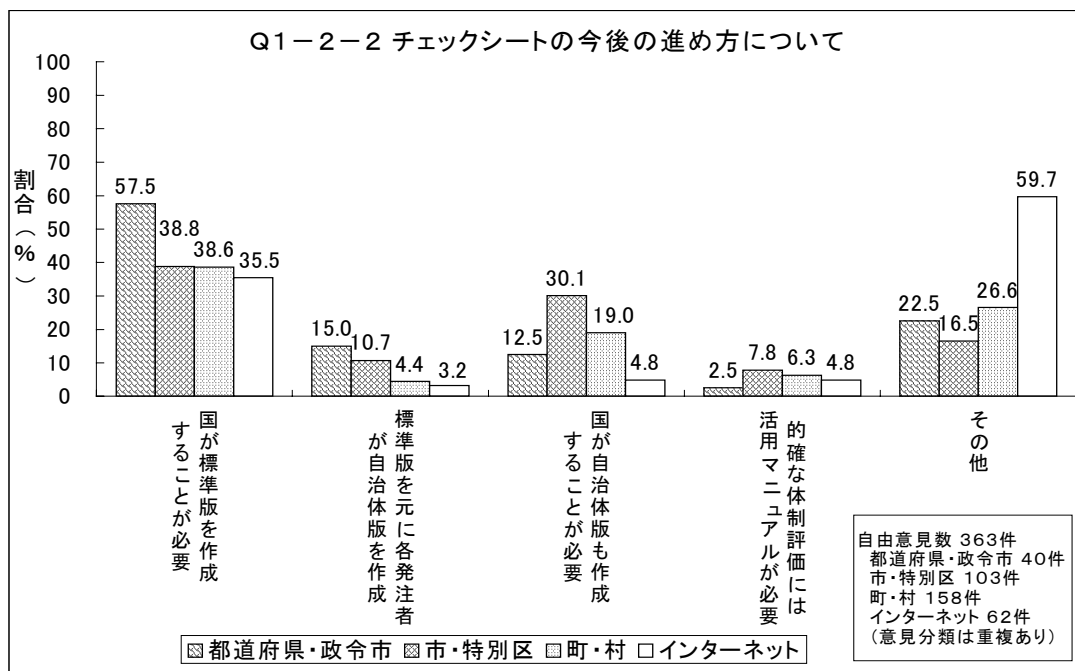


図 1-2-2(2) 自由意見割合

【賛成意見】

- 国は、多種多様の情報の収集が可能であり、技術的にも高度な技術、習得及び関連する各種機関との連絡調整も可能であり、是非とも指導を頂きたい。(都道府県・政令市)
- 適正化法は、国、地方公共団体の発注主体の如何を問わず、統一的、整合的な取組を前提としているので、ある程度標準的なチェックシートの導入は必要と考える。(市・特別区)
- 事業内容から、国土交通省、農林水産省がそれぞれ標準的に定めることは必要である。(インターネット)
- 標準チェックシートを基にして、適宜、必要な事項がある場合は、各発注者で追加する。(町・村)

【課題意見】

- 全国レベルで整備されても、地方都市では使いにくいいため、地方都市でも使えるように多様なものが必要である。(市・特別区)
- 市区町村でしか発注しない工種(上水道等)についても標準化して欲しい。(町・村)

【まとめ】

- **全ての自治体を通じて、標準的なチェックシートについては国が整備することを期待する意見が約 80% となっている。**
- 標準的なチェックシートを基に、各自治体が自治体版を作成するとの意見も見られるが、一方で、**国が自治体版を作成することを期待する意見も多くなっている。**

## 2) 発注者支援制度等について

### Q2-1 発注者と支援者の責任分担について

支援内容によっては、支援者に「損害賠償」を問うことも考えられます。支援制度の定着を図る上での保険制度を整備することの必要性について、該当するものにチェックして下さい。また、これに関するご意見を記入して下さい。

必要である      必要ではない      わからない

(ご意見)

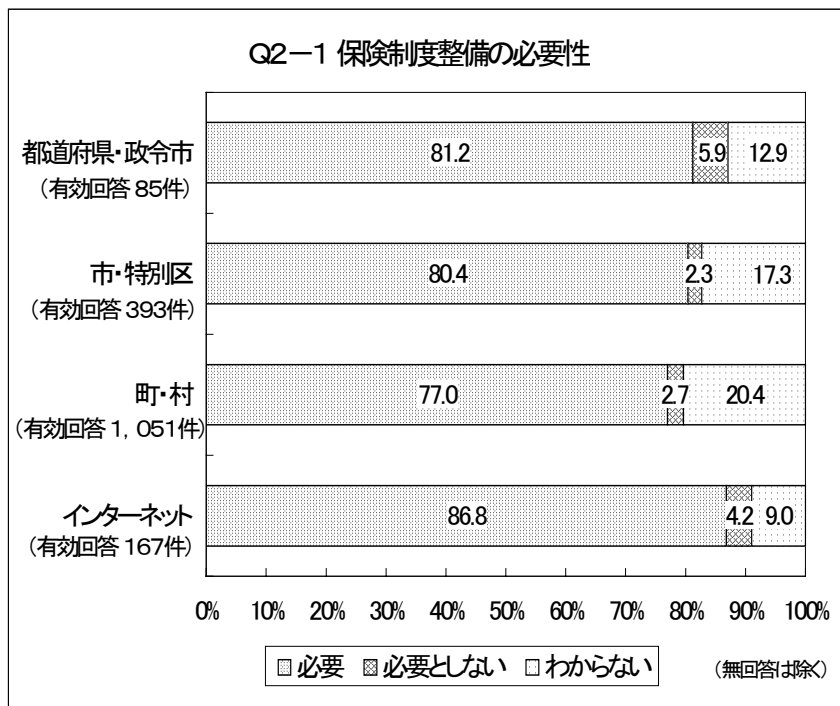


図 2-1(1) 選択肢割合

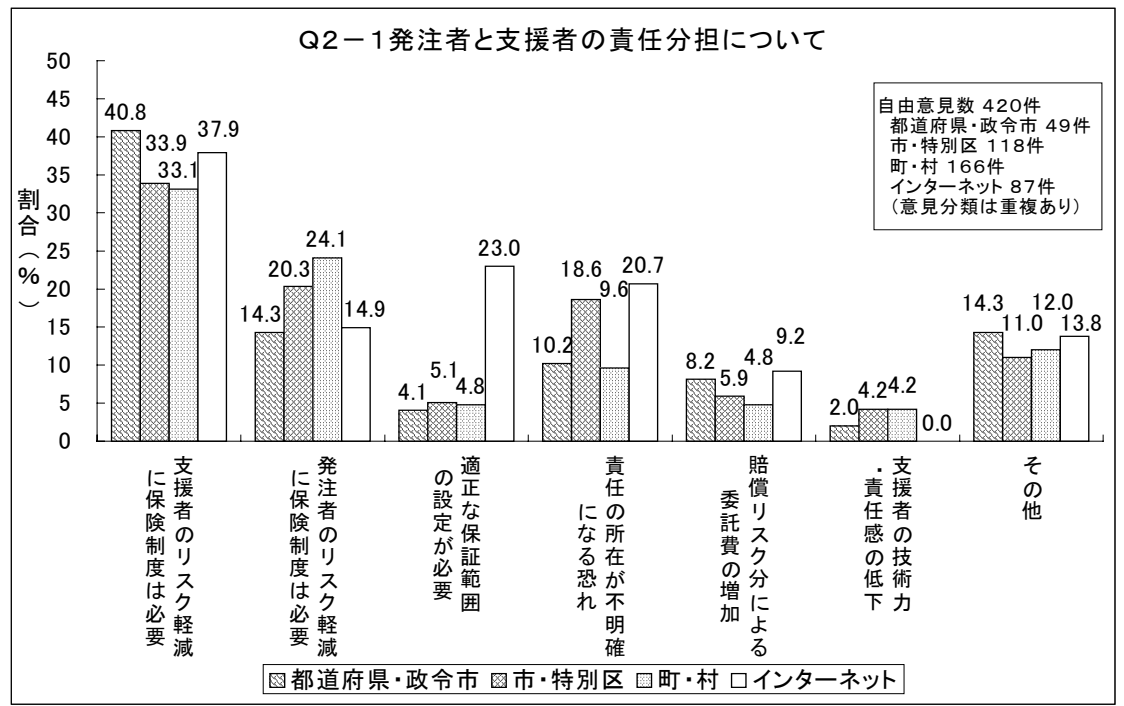


図 2-1(2) 自由意見割合

#### 【賛成意見】

- 財産的基礎が十分でない支援者の誤り等も考えられるため、支援者が萎縮することなく業務遂行するための条件整備として、保険制度は必要である。(都道府県・政令市)
- 支援者に権限を与えれば当然責任が伴うため、保険制度を整備しないと、支援者の協力が得られない。(町・村)
- どのような業務でもヒューマンエラーはあるため、リスク軽減を考慮しなければ、支援制度の定着は難しい。(インターネット)
- 損害を受けた発注者が金銭的負担を生じないように、支援者の経営状況に応じ、一定の損害賠償負担を義務付けるべきである。(町・村)

#### 【課題意見】

- リスクが存在することは当たり前のため、契約にリスク分担を前もって定め、互いにその契約を遵守する必要がある。(インターネット)
- どのようなプロジェクトでもリスクが存在するため、保険制度における契約事項を何処まで細かくするか、保障内容、範囲及びこれに対する契約金の設定も十分な検討が必要である。(インターネット)

#### 【まとめ】

- 支援制度の定着に向けて保険制度の整備が必要とする意見は、回答者全体を通じて約 80%を占めている。
- 発注者である自治体においては、支援者のリスク軽減に次いで、発注者のリスク軽減のために保険制度が必要との意見が多くみられる。
- 一方、インターネットの意見では、適正な保証範囲の設定に課題があるという意見が多くみられる。

Q2-2 支援の必要性が高い発注者業務について、ご質問します。

工事発注段階以降の発注者業務として、以下のような業務が考えられます。(P.2~3のチェックシート例の業務プロセス参照)この中で、支援の必要性が高いと考えられる業務について、該当するものにチェックして下さい。

工事内容評価等  
工事監督等

入札契約方式と企業選定  
検査・支払い

技術審査等  
工事实績評価

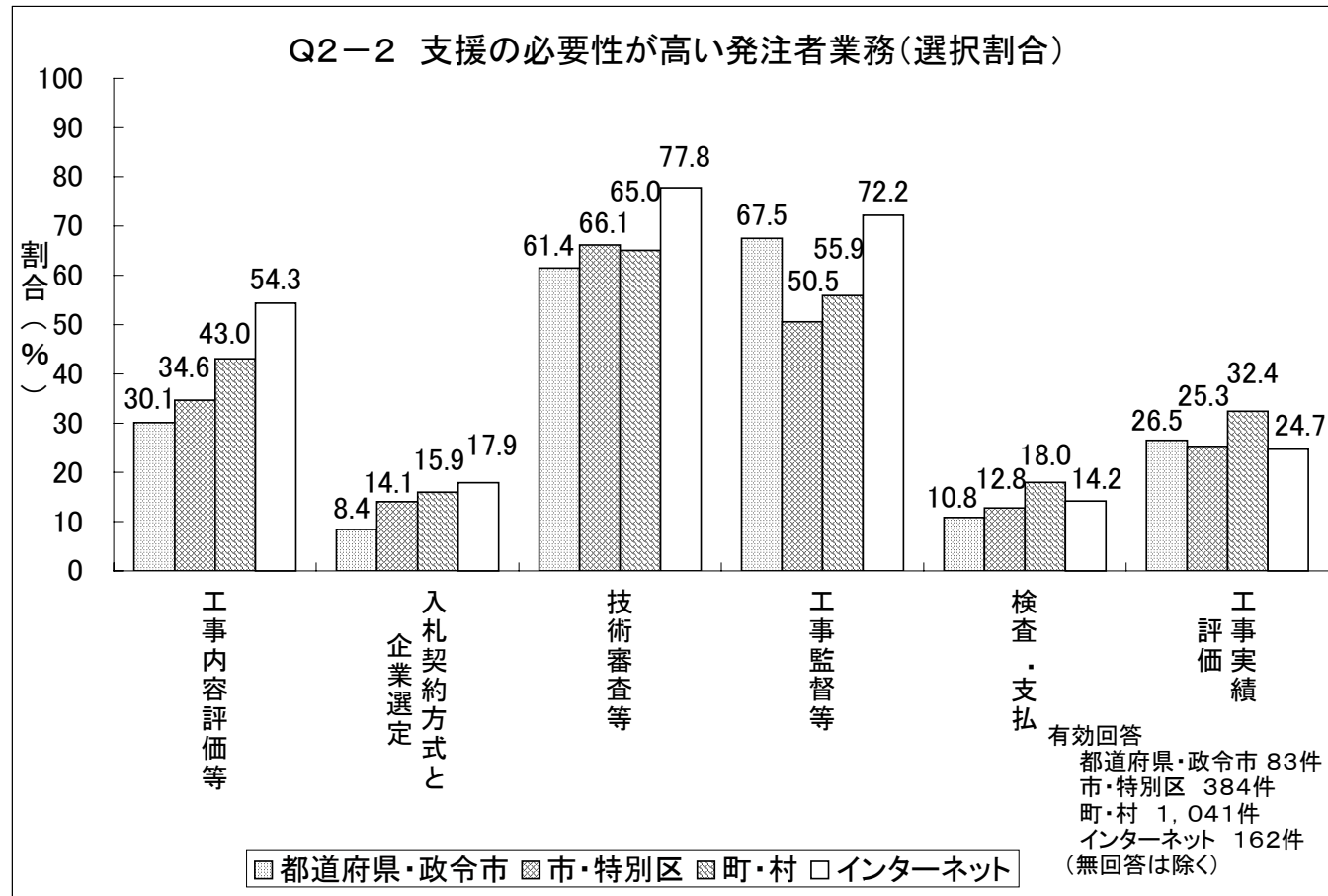


図 2-2 選択肢割合

【まとめ】

- 各自治体及びインターネットの意見ともに、「工事内容評価等」「技術審査等」「工事監督等」に支援が必要との意見が多くみられる。町・村における工事では、「技術審査等」が必要となる工事の発生頻度は少ないと考えられるが、必要が生じた場合には支援を受ける必要性を指摘する意見であると考えられる。



Q2-3 支援者の能力要件の確認方法について

支援者の能力要件の確認方法として、支援者自身による自己申告制 / 発注者による審査 / 資格試験等を含め第三者機関による審査が適当であると考えられる支援者タイプをチェックして下さい(複数回答可)。また、支援者タイプの番号とともに、選択した理由をご記入下さい。

事業執行支援者  
工事監督者

工事コスト見積者  
工事監督補助者

技術審査者  
工事成績評価者

(理由・ご意見)

アンケートでは、「自己申告制」「発注者審査」「第三者審査」毎の設問となっている。

Q2-3 支援者の能力要件の確認方法

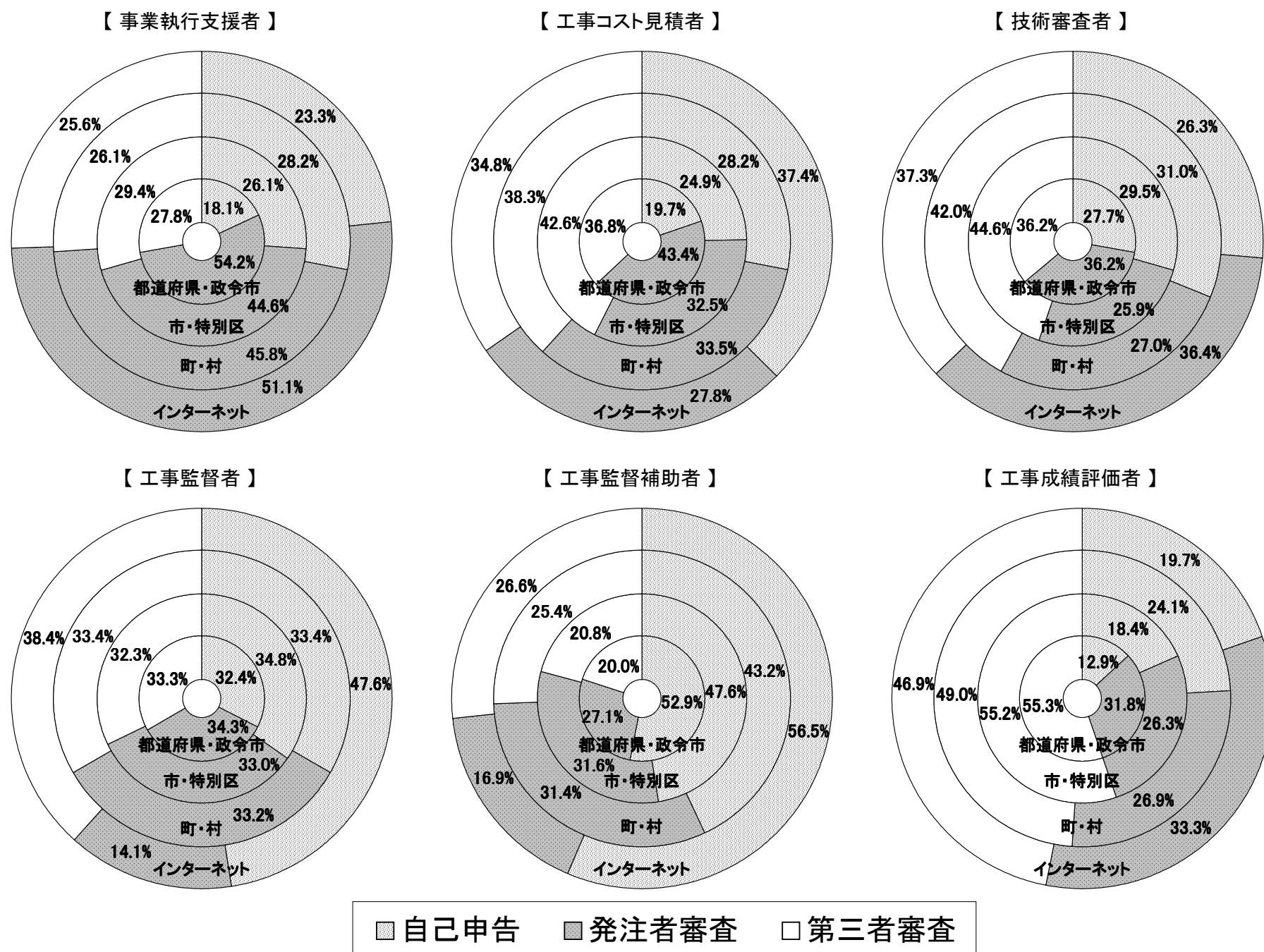


図 2-3 選択肢割合

【まとめ】

- 各支援者の能力要件の確認方法に関する意見は、各自治体およびインターネットを通じて、基本的には発注者責任研究懇談会の第二次とりまとめにおける提言と基本的に同一の方向性を示すものとなっている。

支援者タイプ	事業執行支援者	工事コスト見積者	技術審査者	工事監督者	工事監督補助者	工事成績評価者
能力要件の確認方法	発注者審査	第三者審査	第三者審査	第三者審査 / 自己申告	自己申告	第三者審査

#### 【自己申告制】

- 工事監督補助者は、他に比べ作業量もやや少なく、責任者として「工事監督者」がいるため特別な審査はしなくてもよいのではと考えたため。（町・村）
- 能力要件はあくまで客観的な評価でなければ意味がないと思います。（自己申告制では自らを高く評価する）（町・村）

#### 【発注者審査】

- 技術面に加え、自治体の持つ制度、規則などが異なる場合があり、発注者が直接審査する方が無難である。（都道府県・政令市）
- 発注者能力の不足に起因して支援を求めるのだから、審査能力があるとは考えられない。（市・特別区）
- 業務経歴等を発注者が査定することになるが、相当量の情報と時間を要し、現実的ではない。（町・村）

#### 【第三者審査】

- 工事コスト見積者は、会計士のような資格を設けることで、同一基準で審査を行い易くなる。（都道府県・政令市）
- 技術審査者では、高度な知識が必要と考えられ、それ相応の技術試験を行い（各部門毎）、合格者に資格を発行する必要があると考える。（都道府県・政令市）
- 第三者機関審査だけでは判断できないので、他の方法と併せて能力要件の確認を行ったほうが良いのではないか。（市・特別区）



Q2-4-1 制度確立に向けた環境整備について

発注者支援制度確立に向けて支援者登録等の「支援者の要件審査に係わる事項」、契約書等の「支援者との契約に係わる事項」、成績評価を含めた「支援者の選定に係わる事項」を整備する必要がありますが、当面支援を採用する際に、優先的に整備が進められていることが望ましいものは何ですか。該当するものにチェックして下さい。また、他にどのようなものがあると思われますか、ご意見を記入して下さい。

- 発注者支援を行おうとする機関、所属する支援者、支援分野等の登録
- 標準的な契約書の策定
- 支援者の選定方法の策定
- 対価の積算方法の策定
- その他

(ご意見)

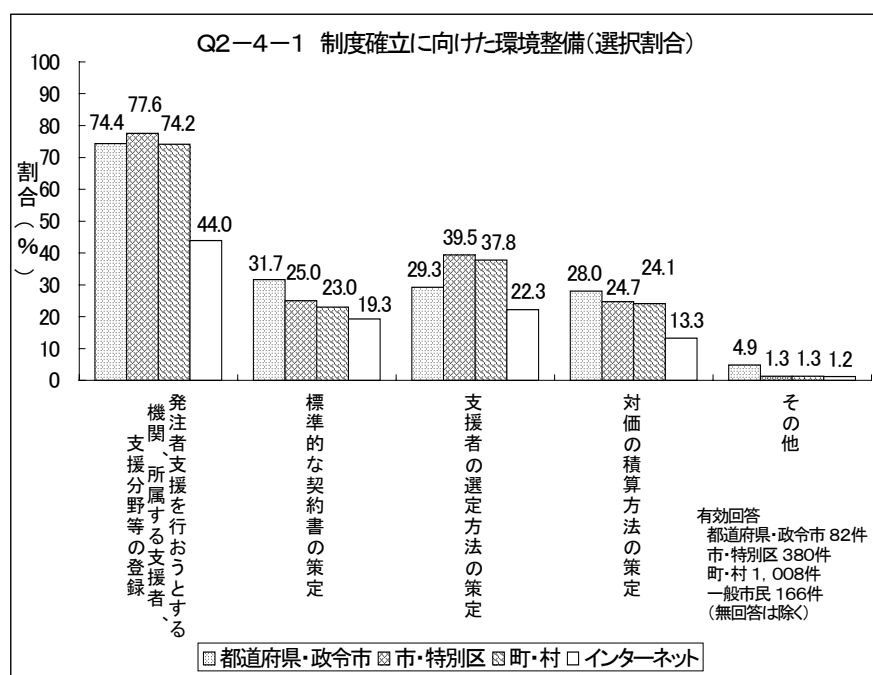


図 2-4-1(1) 選択肢割合

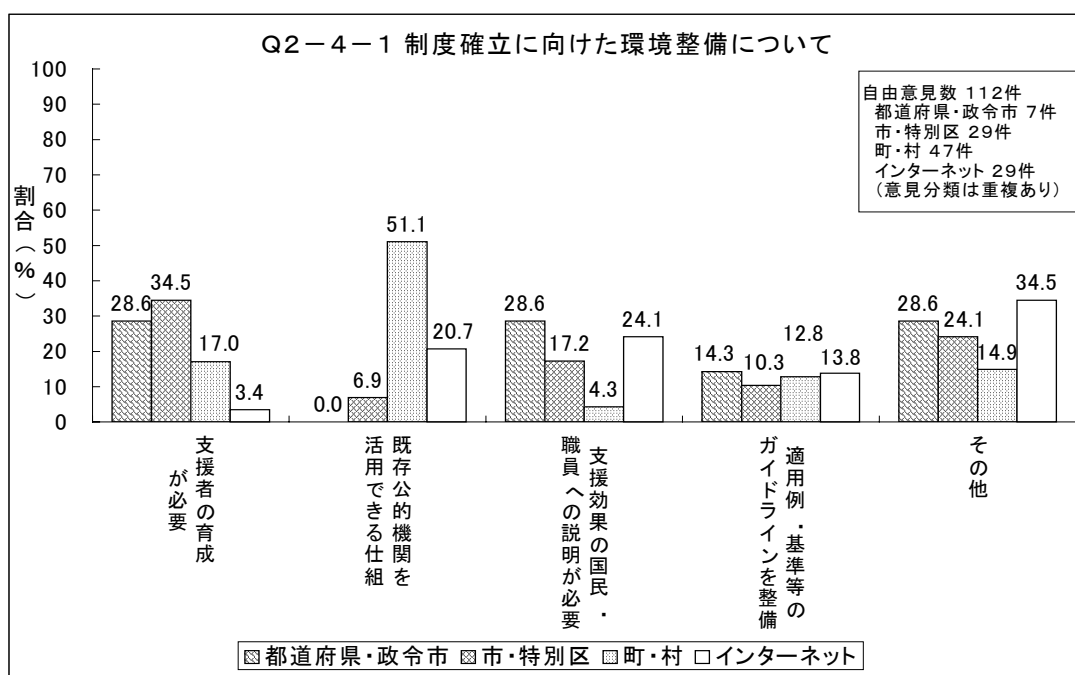


図 2-4-1(2) 自由意見割合

【代表意見】

- 支援者として、建設技術センター等と随意契約できるような仕組みを作って欲しい。(町・村)
- 地方の中小自治体においては、各県で実績のある建設技術センターの活用が望ましい。(町・村)
- 地方においては支援機関が少ないため、建設技術センターの活用を考えたい。(町・村)
- 土地改良事業団体連合会が支援者としての役割を果たしており、支援を円滑かつ適切に行うための公平な契約方法及び契約書等の整備が必要と考える。(インターネット)

【まとめ】

- 各自治体共に、支援者に関する情報の整備を求める意見が約75%を占めている。
- アンケートで示した選択肢以外の環境整備としては、町・村において、建設技術センター及び土地改良事業団体連合会等の公的機関を活用できる仕組みの必要性が指摘されている。

Q2-4-2 発注者支援制度の促進方策について

今後、発注者支援制度の採用を促す方策として考えられるものがあれば記入して下さい

(ご意見)

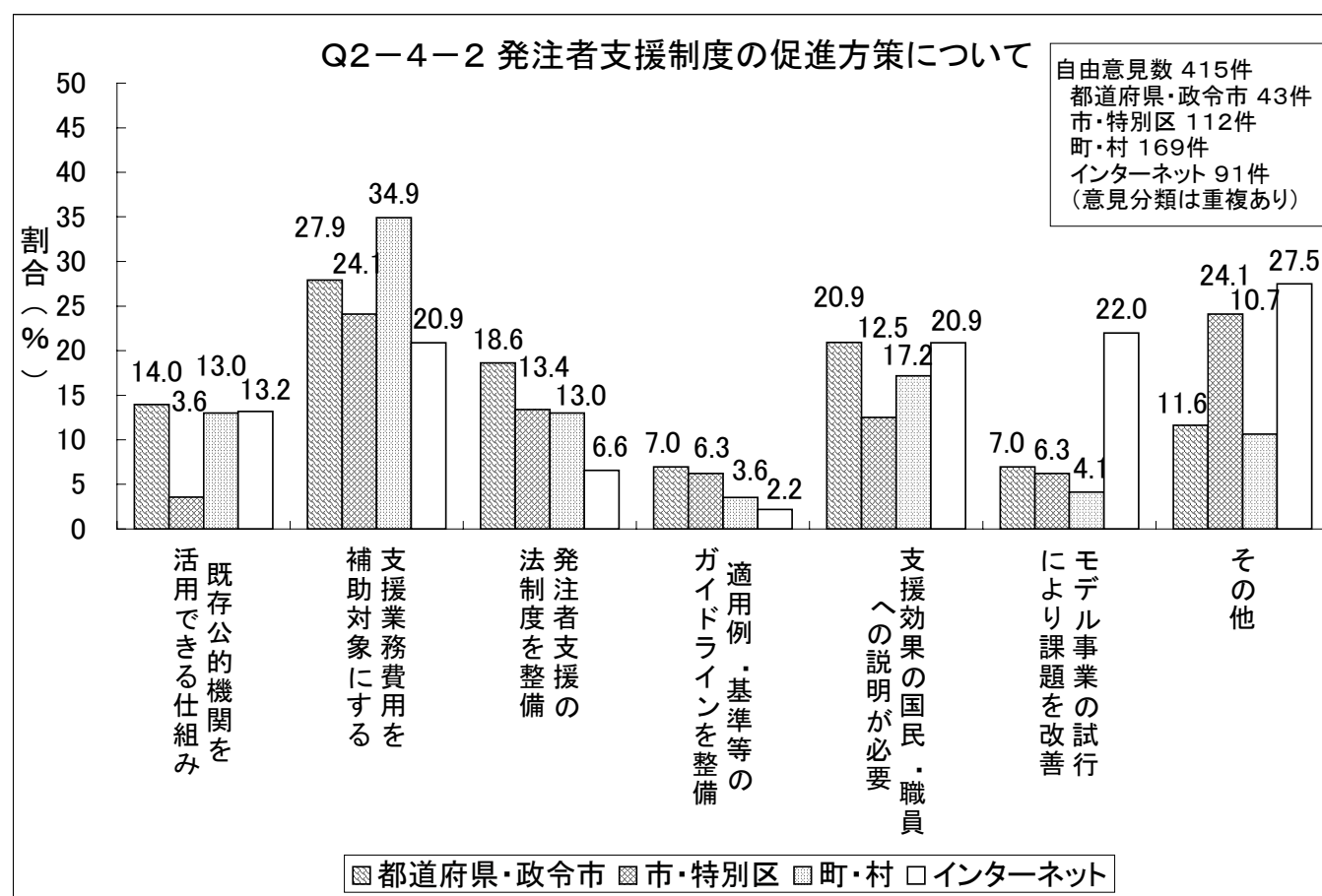


図 2-4-2 自由意見割合

【代表意見】

- 市町村の支援のための建設技術センターを大いに活用することが望まれる。(町・村)
- 支援者制度に要する経費の補助化等の財政的配慮が必要である。(町・村)
- 補助事業における支援制度採用要件の整備が必要である。(都道府県・政令市)
- 支援者の能力を明確にし、発注者機関の person 費の軽減等の費用対効果を提示する。(都道府県・政令市)
- 発注者支援制度は、新しい概念でわかりにくい面もある。本制度が必要と思われる市町村への十分な説明が必要と思われる。(都道府県・政令市)
- 発注者支援制度の必要性について、発注者・支援者以外の者に十分理解して貰う広報活動をする。(インターネット)
- モデルケースとして、事業を選定し試験的に運用することで、問題点や効果など総合的に判断する。(インターネット)
- 当面、対象事業を選定し試行運用することで、様々な観点から従来方式と比較考察して、その効果を開示する。比較考察する方法は委員会(官学民)方式が考えられる。(インターネット)
- 当面は、公的で既存の技術指導機関(県土地改良事業団体連合会等)の活用が考えられる。(都道府県・政令市)

【まとめ】

- 発注者支援を促進する方策としては、全ての自治体を通じて、支援業務費用の補助対象化を望む意見がみられる。
- また、支援業務の効果について国民・職員に対して説明することの必要性を指摘する意見も多くみられる。
- インターネットの意見では、モデル事業の試行の必要性が数多く指摘されている。

Q2-5-1 品質保証制度の導入について

土木構造物において品質保証制度を導入することに対して該当するものにチェックして下さい。また、これに関するご意見を記入してください。

賛成 反対 わからない

(ご意見)

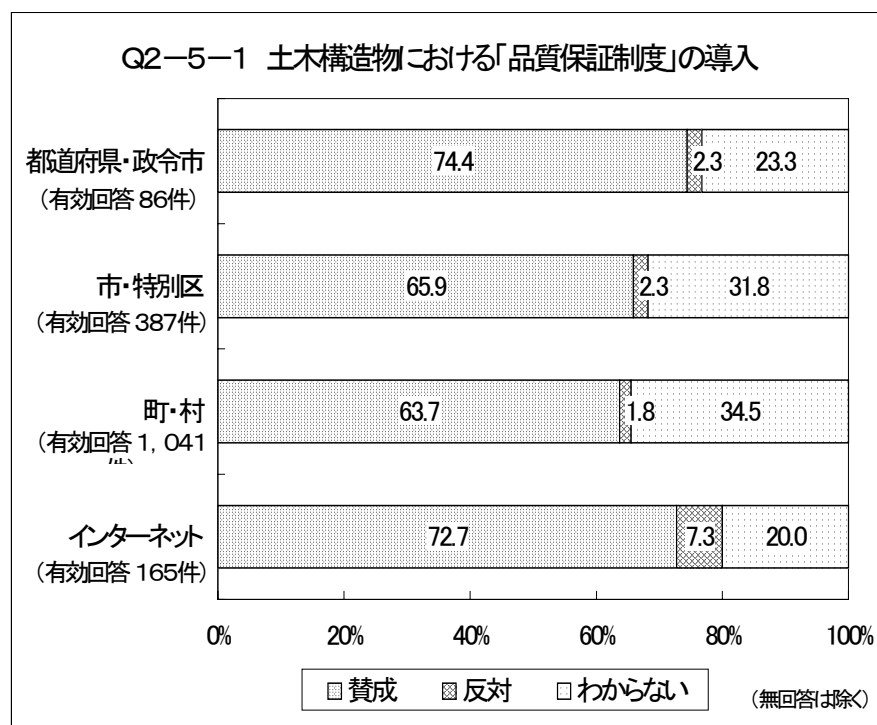


図 2-5-1(1) 選択肢割合

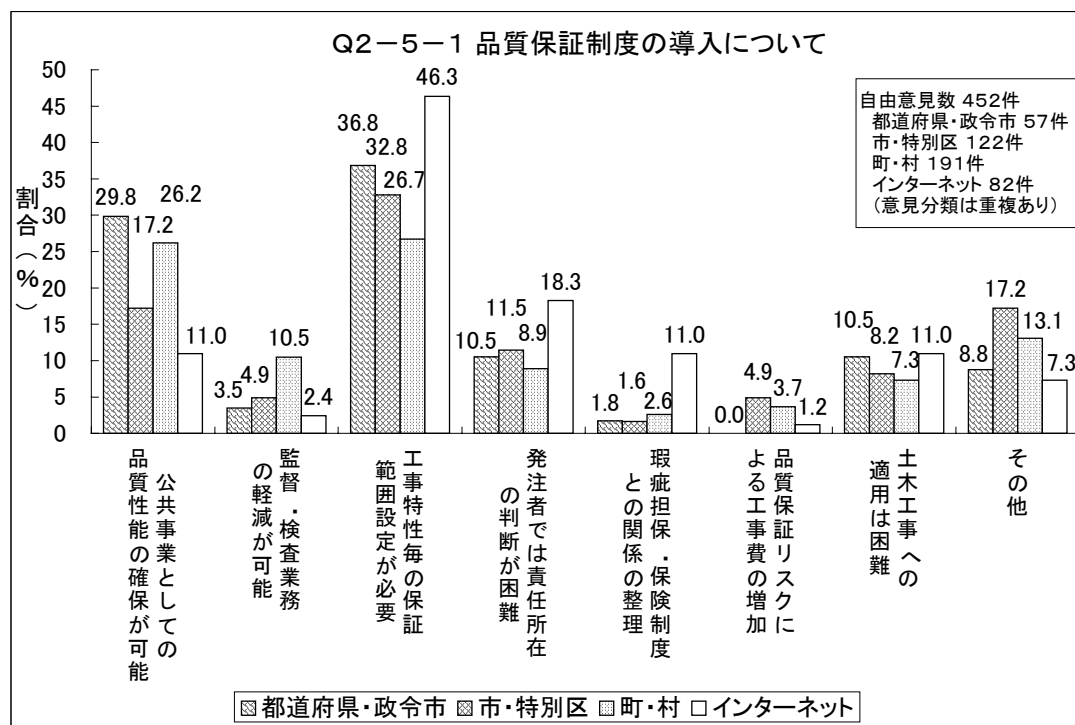


図 2-5-1(2) 自由意見割合

【賛成意見】

- 良質なインフラ整備を図るため、また不良不適格業者等を排除するためにも、品質保証制度の導入が必要である。(町・村)
- 土木構造物は、個々の現場条件によって異なっているものの、品質保証制度を導入することにより、施工管理業務の軽減が図れる。(町・村)

【課題意見】

- 保証対象と保証期間の標準化が必要であるが、超長期的保証期間を必要とするダム等の大型構造物は、保証限界を超えると考えられるため、保証対象の選別が必要である。(都道府県・政令市)
- 土木工事は、工種、現場条件等が多種多様であるため、画一的にはできない部分がある。最も困難が予想されるのは、現場条件にどのように適応できるかということである。(町・村)
- 品質保証判断は第三者機関がやるべきである。(インターネット)
- 品質保証に対し、発注者責任と支援者・受注者責任を明確にする必要がある。(インターネット)

【反対意見】

- 公共事業の場合、構造物の形態は様々であり、また、品質不良となった場合の社会的損失及び社会的影響が重大であるため、受注者の保証のみで引渡し後の品質を担保することは難しい。(都道府県・政令市)

【まとめ】

- 品質保証制度の導入については、Q2-1で示している保険制度導入よりは少ないものの、各自治体の意見ともに「賛成」との意見が多い。
- 制度の導入にあたっては、工事特性に応じた保証範囲を設定しなければならぬとする意見が多くみられる。
- インターネットの意見では、施設に問題が生じた場合の責任所在を判断することが困難との指摘があり、多様な要因から責任の所在を明らかにするための第三者機関等による評価体制の整備を指摘する意見もみられた。

Q2-5-2 品質保証制度を導入したら良いと思われる工事

Q2-5-1 で「賛成」と答えられた方について、品質保証制度を取り入れたら良いと思われる工事にチェックしてください。また、工事を選定された理由をご記入下さい。

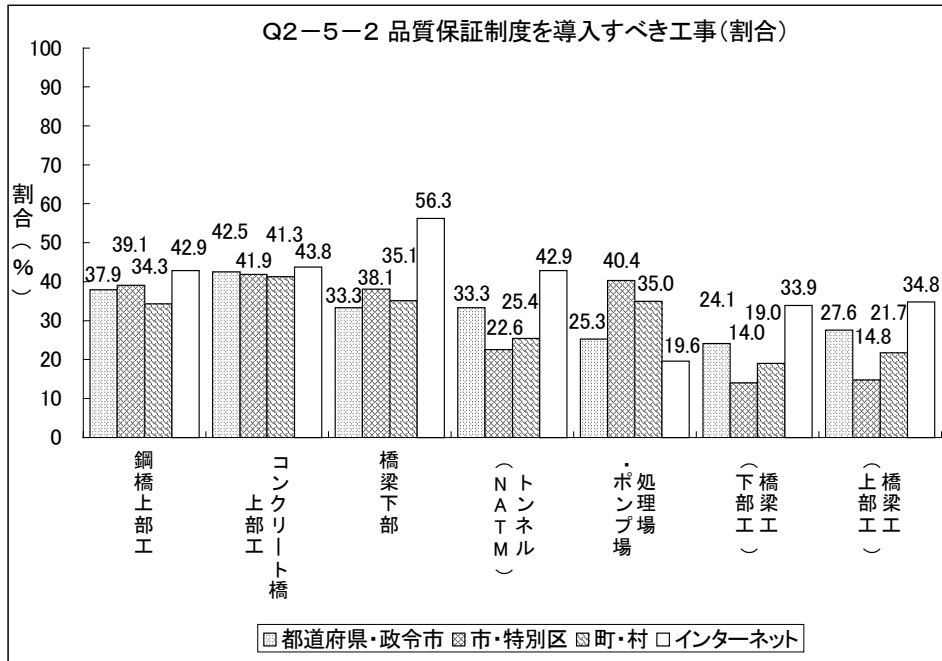


図 2-5-2(1) 選択肢割合 (30%以上のもの)

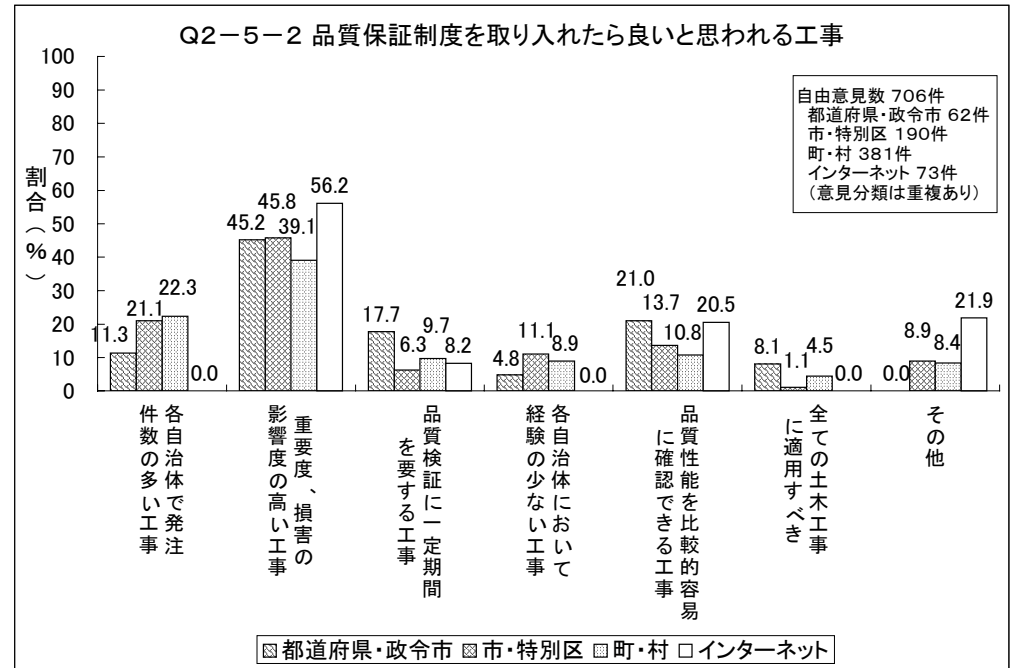


図 2-5-2(2) 自由意見割合

【代表意見】

- 欠陥等が発見された場合、不特定多数の人の人命、財産に影響を及ぼす恐れのある構造物を選定した。(都道府県・政令市)
- 構造物建設に多大な投資と時間がかかるとともに、維持修繕にも多大な経費がかかる工事を選定した。また、それらが被災した場合、人命等にも多大な被害が及ぶものと思われる。(町・村)
- 欠陥があった場合、修繕に時間と費用が膨大にかかる重要構造物であり、地域住民に与える影響の大きい工事を選定した。(市・特別区)
- 人間の生活環境に密接に関連した施設として重要な施設(被害を及ぼしている施設を考慮)を選定した。(インターネット)
- 重要構造物、根本的に手直しが不可能な工事を選定した。(インターネット)

【まとめ】

- 各自治体及びインターネットの意見ともに、重要度の高い構造物あるいは損害の影響度が大きい構造物に対して導入すべきとの意見が多くみられる。
- 構造物の種別としては、橋梁関係、トンネル(NATM)、処理場・ポンプ場等に対して導入するのが良いとする意見が多くなっている。



### 3) 的確な企業選定について

#### Q3 的確な企業選定について

的確な企業選定を行うために、これまで以上にきめ細かな各企業が持つ技術力審査等を行うことを提案しております。そのためには、工事成績評価の適切な実施、種々データのデータベースへの登録といったことが一方では必要となります。今回提案している企業選定方式について、該当するものにチェックして下さい。また、これらについてのご意見を記入して下さい。

賛成 反対 わからない

(ご意見)

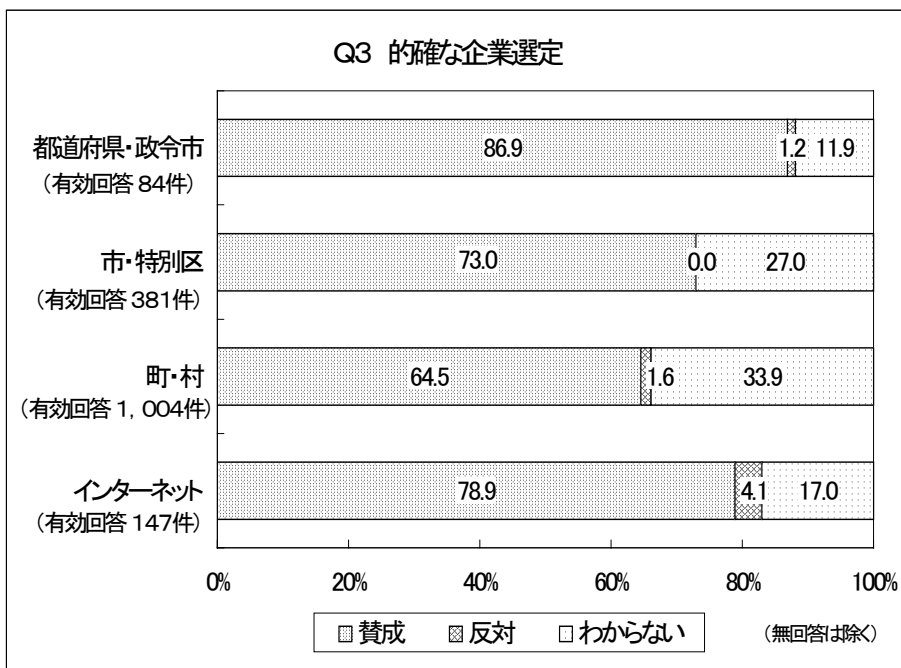


図 3(1) 選択肢割合

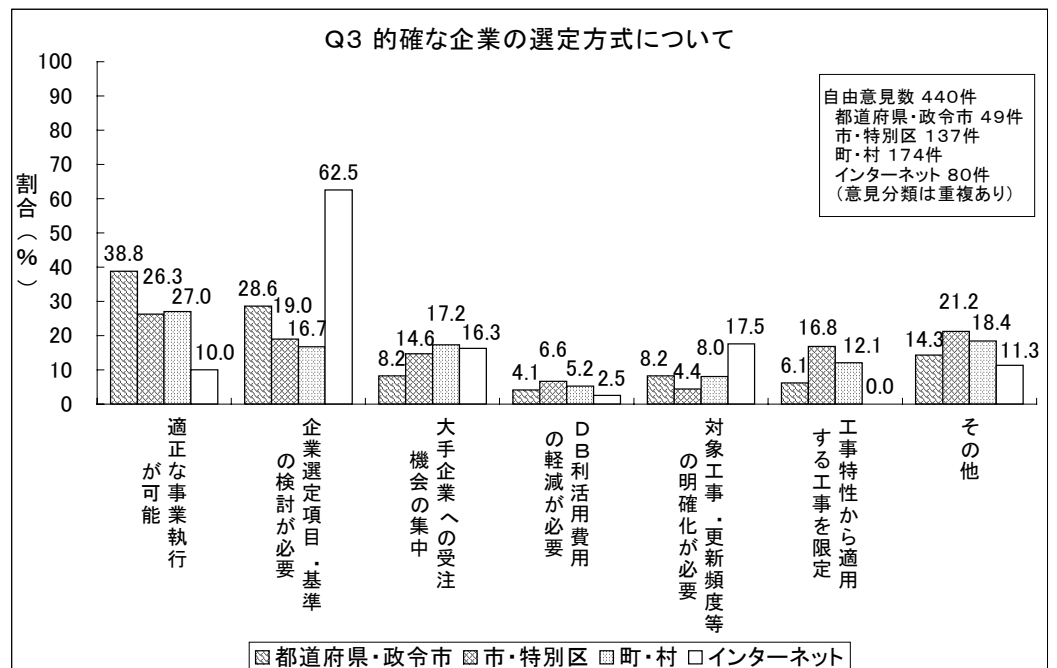


図 3(2) 自由意見割合

#### 【賛成意見】

- 発注方法によって業者の選定方法は変わるが、いずれにしても第三者的、客観的な視点での企業評価は、公平性・透明性をより高めることが可能である。(市・特別区)
- 提案の選定方法によって、優良な建設業者の意欲を削ぐ不良不適格業者の排除が可能であり、建設業の健全な発達をもたらす。また、業者の技術特性を十分引き出せると思う。(都道府県・政令市)

#### 【課題意見】

- 企業選定基準の明確化と、選定経緯と結果の公表が必要である。なお、結果の公表については、企業が要求する内容は詳細に公表することが必要である。(インターネット)
- 企業選定は、出来るだけ第三者機関によって行う評価方式の策定が必要である(評価の偏りの排除)。発注条件(変更の経緯、内容)、工期設定の条件等施工状況の評価項目が必要である。(インターネット)

#### 【反対意見】

- データ・ベースを基に業者選定することについては、県工事、直轄工事では必要と思われるが、市町村工事では、その必要性は特に感じられない。(町・村)

#### 【まとめ】

- 技術力審査等を伴う企業選定については、「**賛成**」との意見が大半を占めている。
- ただし、町村における賛成意見は、都道府県・政令市、市・特別区と比べて、60%台と低くなっている。
- 受注者の意見が多く反映されているインターネットでは、**企業の評価項目を含め、選定基準の検討を指摘する意見**が多くみられる。